

会議記録

名称	大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会
開催日時	令和3年8月25日(水) 13時30分から15時10分まで
開催場所	熊谷衛生センター 2階大会議室
出席者	委員 9名(欠席2名)、事務局 10名
傍聴人	5名
問い合わせ先 (所管課)	大里広域市町村圏組合 建設準備課 電話: 048-532-6631
内容	<p>第7回大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会</p> <p>1 開会 委員11名中9名出席のため大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会条例第6条第2項の規定による会議の成立を報告</p> <p>2 会長あいさつ 河野会長からあいさつ 皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。 会長の河野でございます。 本日は、緊急事態宣言中にもかかわらず、第7回検討委員会に御参会いただきありがとうございます。 検討委員会の開催も残り少なくなってきましたが、委員の退任や変更もあったようですので、新たな体制のもと、最終答申に向けて事務局からの提案についてご審議いただければと思います。 それでは本日もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>3 委員紹介、事務局紹介</p> <p>4 議事 検討委員会条例第6条の規定により、会長が議事進行</p>

(事務局)

それではごみ処理方式についてご説明いたします。スライド2をご覧ください。まず初めにこれまでの経緯について説明いたします。

令和2年11月の第2回技術専門部会及び第3回検討委員会において、「可燃ごみ中間処理技術の稼働実績、概要」について説明を行い、委員の皆様から様々な意見をいただきました。今回はその中で出た意見を集約し、ごみ処理方式の方向性について最終答申に向けた検討を行うこととしています。

第2回技術専門部会及び第3回検討委員会で頂いた主な意見は以下に示す3点となります。「①何を処理対象とするのか明確にする必要がある」、「②処理方式の中で、これまで問題が発生したものについては除外してもよい」、「③残渣・処理物の処理・処分方法についても考慮すべきである」です。以上のことを踏まえ、今回の検討委員会では、基本構想段階において『採用可能なごみ処理方式を選定』することとします。

なお、本日の説明では、第3回検討委員会から時間が経っていることもあり、第3回検討委員会において説明した一部の事項についても再度説明させていただくこととしますこと、ご了承ください。ただければと思います。

スライド3をご覧ください。ごみ処理方式には、焼却のみを行う方式から、ガス化溶融、焼却残渣を溶融する技術に加え、近年では焼却以外の処理方式（RDF化、メタンガス化等）も見られるようになってきました。基本構想段階では採用可能なごみ処理方式から、社会的要求が明らかに低いと判断される方式を除外し、組合に適したごみ処理方式の絞り込みを行うこととしています。以下に、ごみ処理方式の選定フローを示しています。大きく3つのステップを想定しており、一次選定から二次選定を経て、基本設計以降で最終的に本組合でのごみ処理方式を決定することとしています。

まず初めに、一次選定では①対象となるごみの種類で処理可能なごみ処理方式を抽出します。次に二次選定では、①一次選定で選定したごみ処理方式の中から社会的要求が明らかに低いと判断される方式を除外します。最後に基本設計以降において、①二次選定で選定したごみ処理方式の中から2施設の組み合わせを総合的に検討することとします。今回の基本構想では、フローに示す二次選定までを行うこととします。

スライド4をご覧ください。一次選定として、初めに処理対象とす

るごみの種類は、構成市町で収集している可燃ごみ（燃えるごみ）及び可燃性粗大ごみ、可燃性災害廃棄物とします。構成市町の処理対象物をまとめると以下のとおりとなります。1番の生ごみ・台所ごみから7番の可燃性粗大ごみまでは構成市町の収集区分にて主に可燃ごみとして集められているものであり、8番の可燃性災害廃棄物は、昨年度検討を行いました施設規模の検討の際にも考慮した災害廃棄物となります。また、4番のプラスチック製品については、今後構成市町のごみ資源化推進の検討結果により処理対象物から除外される可能性があります。

スライド5をご覧ください。次に循環型社会形成推進交付金の交付対象事業における施設区分を示しています。令和2年11月の第2回技術専門部会及び第3回検討委員会で提示した交付対象事業における施設区分の中から、前述の処理対象とするごみに照らし合わせて適用可能な処理方式を抽出することとします。

施設の区分については、第2回技術専門部会及び第3回検討委員会で提示したものと同様ですが、今回は参考情報としてそれぞれの施設における補助金の交付率を示しています。それぞれ交付率は1/2及び1/3となっています。そのうち、ごみ焼却施設は設備によって交付率が異なり、1/2の交付率は、燃焼ガス冷却設備・余熱利用設備・電気設備の一部・土木建築設備の一部に限られ、それ以外の設備の交付率は1/3となります。

スライド6をご覧ください。一次選定として、スライド5で示した施設区分において、本組合で処理対象とするごみを処理可能な処理方式を抽出しました。結論から申し上げますと、本組合の処理対象ごみに適合する方式としては、以下の表で黄色く網掛けした「ごみ焼却施設」と「ごみ焼却施設+メタンガス化施設」が適当であると判断しました。一次選定で除外した処理方式は、生ごみや廃食用油のみを対象にするものや、不適物の混入に留意する必要があるものなどであり、今回設定した本組合の対象ごみでは適切な処理が困難なものとなります。

スライド7をご覧ください。一次選定のまとめとして、二次選定で判定する処理方式を一覧として示します。一次選定の結果、以下に示す10の処理方式が組合から排出される種類のごみ処理に適当であると判断し、二次選定に進むものとし、「ごみ焼却施設」として8種類、「ごみ焼却施設+メタンガス化施設」として2種類となります。

スライド8をご覧ください。ここからは二次選定となり、社会的要求が明らかに低いと判断される処理方式の除外を行います。

一次選定で絞られた処理方式から、基本方針(コンセプト)を鑑み、稼働実績・受注実績、プラントメーカーの保有技術等と照らし合わせ、社会的要求が明らかに低いと判断される処理方式を除外することとします。

まず初めに「ストーカ方式+灰溶融方式」です。灰溶融設備は過去に国庫補助の交付要件となっていた時期があり実績が増えましたが、稼働後の高額な運営コストや焼却灰の資源化への移行に伴い、全国的及び埼玉県内でも休止や廃止した施設が複数あります。スライドにも示す通り、埼玉県内でも4施設が「灰溶融施設」を休止又は廃止しており、各自治体に確認しましたが、上記の通り稼働後の運営コストや焼却灰の資源化への移行によるものとのことでした。直近10年間の受注実績は2施設のみとなっています。この2施設は同一自治体であります。当該自治体に確認した結果、採用した背景にはこの自治体が所管する最終処分場の延命化という問題がありました。また、同じ溶融処理技術であるガス化溶融方式と比較すると、一度冷やされた焼却灰を再度、熱を加えて溶融するため、エネルギー効率の観点から劣るものと判断されます。

これらのことから、「ストーカ方式+灰溶融方式」は、経済的なデメリットが大きく、また、安全・安心、かつ安定的な稼働に不安が残るため、選定から除外することとします。

スライド9をご覧ください。次に「流動床方式+灰溶融方式」です。「流動床方式+灰溶融方式」は、全国で2施設(全連続式)のみ稼働しており、普及している処理方式とは言い難い状況となっています。また、直近10年間の受注実績はゼロとなっています。これらのことから、稼働実績並びに受注実績が少なく、安全・安心、かつ安定的な稼働に不安が残るため、選定から除外することとします。

次に「キルン式ガス化溶融方式」です。「キルン式ガス化溶融方式」は全国で13施設(全連続式)のみ稼働しており、普及している処理方式とは言い難い状況となっています。直近で稼働を開始した施設は、2012年に常総地方広域市町村圏事務組合(茨城県)であり、直近10年の受注実績はゼロとなっています。2003年に稼働開始した北海道の自治体では、設備に不具合が生じ入札時の運営費の見積りを大幅に超える多額の用役費(灯油代)や伝熱管破損、耐火材剥離などによる補修費を要する状況になり、訴訟に発展した事例が存在しています。これらのことから、稼働実績並びに受注実績が少なく、安全・安心、かつ安定的な稼働に不安が残るため、選定から除外することとします。

スライド10をご覧ください。次に「ガス化改質方式」です。「ガス化改質方式」は全国で3施設（全連続式）のみ稼働しており、普及している処理方式とは言い難い状況となっています。また、直近で稼働した施設は、2005年に中央広域環境施設組合（徳島県）、県央県南広域環境組合（長崎県）であり、直近15年の受注実績はゼロとなっています。これらのことから、稼働実績並びに受注実績が少なく、安全・安心、かつ安定的な稼働に不安が残るため、選定から除外することとします。

次に「ストーカ方式+メタンガス化方式」です。「ストーカ方式+メタンガス化方式」は、全国で4施設（全連続式）が稼働中であり、2施設（全連続式）が建設中となっています。そのほとんどが直近10年間のうちに受注されたものです。「ストーカ方式+メタンガス化方式」は、通常のごみ焼却施設に加え、メタンガス化施設が附帯されるため、運転人員が増えることによる維持管理費の増加が見込まれます。また、複数施設の稼働による施設補修費、点検整備費の増加が想定されます。「ストーカ方式+メタンガス化方式」は、一部の可燃ごみをメタンガス化することにより焼却施設の規模縮小が期待されるところではありますが、各種マニュアルや他施設の事例等を見ると、発酵残渣が一定量発生するため、残渣の焼却処理を行う場合、焼却施設の規模削減には大きく寄与しないことが想定されます。これらのことから、稼働実績並びに受注実績が少なく、コスト面での優位性が認められないため、選定から除外することとします。

スライド11をご覧ください。次に「流動床方式+メタンガス化方式」です。「流動床方式+メタンガス化方式」は、全国で稼働中の実績はなく、また直近10年の受注実績もゼロとなっています。

また、技術を保有するプラントメーカーが1社しかなく、競争性が発揮できない状況となっています。これらのことから、稼働実績並びに受注実績がなく、安全・安心、かつ安定的な稼働に不安が残るため、選定から除外することとします。

以上の6つの処理方式について、本組合で導入するメリットが低いものと判断されるため二次選定で除外することといたします。

スライド12をご覧ください。以上のことより、二次選定の結果、「①ストーカ方式（焼却）」、「②流動床方式（焼却）」、「③シャフト炉式ガス化溶解方式（ガス化溶解等）」、「④流動床式ガス化溶解方式（ガス化溶解等）」の4つの処理方式を選定することとしました。これらの処理方式について、概要を次のスライドから示します。今

後、基本方針（コンセプト）に沿って基本設計やPFI可能性調査等を踏まえて、2 施設の組み合わせを含めた検討を行うこととします。

スライド 13 をご覧ください。スライド 13 では二次選定で抽出した 4 つの処理方式における処理生成物とその処理・処分方法を示しています。焼却方式で出てくる焼却灰は、主に太平洋セメントの熊谷工場にてセメント原料として再資源化することが想定されます。流動床式の焼却灰には不燃物が含まれることから、関東圏域の民間会社にて資源化、もしくは埋立処理することが想定されます。ガス化溶融方式では、主に焼却灰を溶かしてできる溶融スラグが処理生成物として出てきます。溶融スラグは土木資材等として有効利用することが可能な性状となっています。溶融メタルについては、埼玉県内の民間会社にて有効利用、溶融飛灰は民間会社にて資源化、もしくは埋立処分することが考えられます。

スライド 14 をご覧ください。まず初めに、二次選定で残った焼却のストーカ方式の概要を説明します。稼働実績としては、現在、日本国内で約 440 施設が稼働しています。埼玉県内では 33 施設が稼働しています。次に受注実績としては、毎年、全国で数十件の受注があり、令和 2 年度は 14 施設が受注されています。埼玉県内では過去 10 年間で 4 施設受注されています。次に残渣・処理物の資源化及び有効利用については、先ほどのフローでも説明しました通り、焼却灰は太平洋セメント熊谷工場にて資源化できるルートが確立されています。過去に受注実績があるメーカー数としては、約 10 社となっています。課題としては、焼却灰の受入を想定している太平洋セメントにて、将来的に受入が制限された場合の対応が挙げられます。

スライド 15 をご覧ください。次に焼却の流動床方式の概要を説明します。稼働実績としては、現在、日本国内で約 50 施設が稼働しています。埼玉県内では 2 施設が稼働しています。次に受注実績としては、過去 10 年間で受注実績が 2 施設となっており、埼玉県内では過去 10 年間の受注実績はゼロとなっています。次に残渣・処理物の資源化及び有効利用については、先ほどのフローでも説明しました通り、飛灰は太平洋セメント熊谷工場にて資源化できるルートが確立されています。焼却灰は民間会社にて資源化、もしくは埋立処分が想定されます。過去に受注実績があるメーカー数としては、約 5 社となっています。課題としては、ストーカ方式と同様に、焼却灰の受入を想定している太平洋セメントにて、将来的に受入が制限された場合の対応が挙げられます。

スライド 16 をご覧ください。次にシャフト炉式ガス化溶融方式の概要を説明します。稼働実績としては、現在、日本国内で約 120 施設が稼働しています。埼玉県内では 2 施設が稼働しています。次に受注実績として、日本国内では過去 10 年間で約 10 件となっており、埼玉県内では過去 10 年間で 2 施設となっています。次に残渣・処理物の資源化及び有効利用についてですが、溶融スラグ・溶融メタルは土木資材等で有効利用可能です。一方で溶融飛灰については、資源化ルートを確立する必要があります。過去に受注実績があるメーカー数としては、4 社となっています。課題としては、助燃材としてコークスや消石灰を使用するため、他の処理方式と比較して二酸化炭素排出量増やコスト増に繋がる懸念されます。また、処理物である溶融スラグについては、資源化が可能な性状ではありますが、地域によっては活用先が見つからず最終処分場の覆土材として利用される事例もあることから、資源化ルートの確保が課題として挙げられます。

スライド 17 をご覧ください。最後に流動床式ガス化溶融方式の概要を説明します。稼働実績としては、現在、日本国内で約 40 施設が稼働しています。埼玉県内では 2 施設が稼働しています。次に受注実績として、日本国内では過去 10 年間で約 10 件となっており、埼玉県内では過去 10 年間でゼロとなっています。次に残渣・処理物の資源化及び有効利用についてですが、溶融スラグ・溶融メタルは土木資材等で有効利用可能です。一方で溶融飛灰については、資源化ルートを確立する必要があります。過去に受注実績があるメーカー数としては、4 社となっています。課題としては、シャフト炉式ガス化溶融方式でも説明しました通り、残渣処理物の資源化ルートの確保が挙げられます。

再度の説明になりますが、ここで挙げた 4 つの処理方式について、今後、基本方針（コンセプト）に沿って基本設計や PFI 可能性調査等を踏まえて、2 施設の組み合わせを含めた検討を行うこととします。

（会 長）

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

（意見、質問）

（委 員）

まず初めに、この資料(第 7 回検討委員会資料)は何に使うので

しょうか。基本構想にこの資料の内容が反映されるという認識でよろしいでしょうか。資料には、実態に合わせてごみ処理方式の選定を行っているという内容が必要です。

スライド6表中のRDF化施設では「高品質のRDFをつくるために」と示されていますが、ダイオキシン対策と広域化処理を加味して導入されたごみ処理方式であるため、RDF自体が高品質である必要はないと思います。資金面の問題等からRDF施設の運営を止めて、施設の更新時期に合わせて焼却方式・施設に転換している自治体が多いというのが実態です。炭化施設も同様です。

また、スライド8の「最終処分場の延命化」は当たり前の話です。ここでは、近年、他の自治体が揃って「焼却+灰溶融」を採用していないのにも関わらず、ある自治体はどうしてその方式を導入したかという理由を記載すべきです。不採用の理由として「安全・安心、かつ安定的な稼働に不安が残る」と書くと「灰溶融炉は技術が劣る」と聞こえてしまいます。そのため、国の交付要綱の動向やコストに問題がある等という内容に書き換えた方が良いでしょう。トラブル事例等については別の資料でまとめられた方が良いでしょう。

次に、スライド10で「焼却+メタンガス化方式」は小さい規模でも発電もできるというメリットがあります。今回整備する焼却施設の2施設はそれぞれ規模が大きく、焼却炉単体で発電ができるので、導入するメリットがそれほどありません。ここではそのような理由を追記した方が良いでしょう。

冒頭で述べたとおり、この資料を何に使うのか次第ですが、市民の方が異なったニュアンスで受け取るのを避けるために書き方を見直したほうが良いでしょう。また、聞かれた時のために根拠資料を別途作成しておいた方が良いでしょう。

(事務局)

御意見ありがとうございます。RDF化施設と炭化施設についてはダイオキシン対策や広域化処理を背景に導入された方式であることを念頭に置き、今回は実態に合わせてごみ処理方式の選定を行っているという内容の追記を検討いたします。

スライド8に記載された「焼却+灰溶融」については実際に採用した自治体に問い合わせを行いました。結果として灰溶融が決定した段階では、国の交付要綱に灰溶融施設の設置が交付要件になっていた時期であり、並行して最終処分場の建設もあったようで、新施設からの残渣やスラグ等をその新最終処分場にて埋立て

する計画であったようです。他の自治体のことでもありましたので、スライドでは「最終処分場の延命化」という表現に留めました。御指摘を踏まえ、この表現については再度検討したいと思います。

次に、スライド9の「キルン式ガス化溶融方式」については北海道の自治体の例を書かせていただきましたが、他の事例についても手元資料として、質問があった時には対応できるように整理しておきます。

また、「焼却+メタンガス化方式」についても、近年、他の自治体で採用され始めた技術であるという実態を含めて、表現の見直しを検討したいと思います。

(委員)

以前、「ガス化溶融」は良いのに、なぜ「焼却+灰溶融」はダメなのかという質問があったと思います。その際、私から「ガス化溶融」はごみを持っているエネルギーで灰を溶かすという方式で、「焼却+灰溶融」は冷えた灰を溶かす方式であり、結果的にエネルギー効率の面で大きく違うという説明をしました。この話がどこにも書かれていないので、どこかに追記した方が良いと思います。

また、スライド13～15の「民間施設でのセメント原料化」については一律同等に見えますが、この書き方で良いのでしょうか。焼却灰と飛灰は受入が一緒になければいけないとの条件などはないのでしょうか。

(事務局)

現在、組合の焼却施設で発生した主灰と飛灰は別運搬で同一の民間施設に運搬しています。主灰と飛灰を一緒に受け入れてくれるかどうかについては現在把握できておりませんので、今後確認します。

(委員)

民間の灰再資源化施設で「ストーカ方式から発生する飛灰」と「流動床式から発生する飛灰」を受け入れる際の価格というのは違うのでしょうか。

(事務局)

「ストーカ方式から発生する飛灰」は把握していますが、「流動床式から発生する飛灰」の受入れ価格については把握できていません。

(委 員)

今後、ごみ処理方式のコスト比較を行う際に、各方式によって出てくる残渣の質や量によって、違いが出てくる点を考慮した方が良いと思います。

(事務局)

先程、委員より御意見頂きました、「ガス化溶融」と「焼却+灰溶融」の違いについてはスライド8の3番目の黒丸に記載しています。

(委 員)

これだと、「ごみを持つエネルギーでの溶融」という記載がないので、わかりやすく表記した方が良いと思います。

(事務局)

わかりました。その部分についての文言について再度検討いたします。

また御指摘のとおり、スライド13では、「ストーカ方式から発生する焼却灰、飛灰」と「流動床式から発生する飛灰」を同じ民間会社でセメント原料化することとしています。処理生成物の性状によって価格等が異なるのか確認し、異なる様であれば、区別ができる表現したいと思います。

(会 長)

ありがとうございました。他に御意見等ありますでしょうか。

(委 員)

本会議の内容が専門的過ぎるように思います。自治会の代表や住民の方にもわかりやすい会議にしていきたいと思います。

(事務局)

御意見をいただき、ありがとうございます。今後はできるだけわかりやすい資料作りを心がけていきますのでよろしく願いいたします。

(委 員)

先日、寄居町のオリックス資源循環㈱にある乾式メタン発酵施設を見学しました。本組合でも、この乾式メタン発酵施設の導入を

検討しても良いのではないのでしょうか。

(委 員)

先程の委員から御指摘について、おっしゃるとおり、市民へ説明するための資料とするのであれば、わかりやすい内容にしないとイケないのは当然だと思います。

乾式メタン発酵施設については、焼却方式と比べてランニングコストがかかり、より広い建設用地が必要です。今回の場合、組合で建設しようとしている土地は焼却方式やガス化溶融方式でギリギリ入る状態であり、メタンガス化施設のようなプラスアルファの施設を建設するのはかなり厳しいと思います。

コストの問題や面積の問題は今回の会議資料に書ききれないので、先程ほども言ったように別資料の作成が必要だと思います。

(会 長)

御指摘がありましたとおり、とにかくわかりやすく間違いのない形で事務局には修正案を作成していただきたいと思います。

時間もなくなってきましたが、他に何かありますでしょうか。

(委 員)

スライド13の流動床式の飛灰とガス化溶融方式の溶融飛灰について、どれくらい発生するのでしょうか。例えばごみ100t当たりどれくらいとか。

(事務局)

一般的に焼却するごみの10%前後が残渣となり、1/10～1/20くらいに減容化されると一般的に言われています。

(会 長)

ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

議題1については色々な意見も踏まえたうえで事務局に修正案を作成していただくということによろしいのでしょうか。

(全委員)

はい。

(会 長)

ありがとうございます。あまり時間もありませんが議題2の「不

燃物処理施設の更新方法について」、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは次に「不燃物処理施設の更新方法」についてご説明いたします。

スライド 18 をご覧ください。まず初めに不燃物処理施設の現状について説明します。現在の不燃物処理施設は、以下の地図に示す通り熊谷市大麻生地区にあり、国道 140 号バイパス沿いに位置しています。施設の概要を次のスライドに示します。

スライド 19 をご覧ください。不燃物施設処理である大里広域クリーンセンターでは、不燃ごみや不燃性粗大ごみ、カン、ビン、紙類、有害ごみの処理と、ペットボトルの減容化処理を行っています。それぞれの処理施設の稼働年月は、「不燃ごみ等を処理する施設」が昭和 58 年 4 月で稼働開始後 38 年が経過、「ペットボトル減容化施設」が平成 12 年 4 月で稼働開始後 21 年が経過しています。その他、施設規模、処理後の有価物、処理実績はご覧の通りとなります。

スライド 20 をご覧ください。こちらのスライドでは不燃物処理施設内の状況、及びペットボトル減容化施設の外観の写真を示しています。不燃物処理施設は建設後 38 年を経過しており、経年劣化が見られつつある状況です。今後は様々な課題（処理対象物、更新時期、事業方式等）の洗い出しをしつつ、施設の更新方法について調査・検討を行っていくこととします。

説明は以上です。

(会 長)

ありがとうございます。この議題については初めて出てきたもので、施設の更新方法について今後調査・検討を行っていくことを答申するという事になっています。意見・ご質問等ありましたらお願いします。

(委 員)

この施設も見たことがあります。ほとんどの作業が手作業で、今後機械的な作業に替わる可能性はあるのでしょうか。

(事務局)

最新の設備のトレンドも見ながら、今後構成市町でどのような

施設を建設するのか検討していきたいと思います。

(会 長)

ありがとうございます。他に何かございますか。

(委 員)

一般廃棄物処理基本計画上、プラ製品の取り扱いをどうするか決めているのでしょうか。決めないと不燃施設の方向性が決まらないのではないのでしょうか。

(事務局)

現在の一般廃棄物処理基本計画では施設の更新を検討することを記載しています。

(委 員)

わかりました。いずれにしろ処理対象物が決まらなると施設整備サイドも動けないので、そちらは順次行っていくということでしょうか。

(事務局)

プラ製品の取り扱いについては、構成市町の一般廃棄物処理基本計画と整合を図りながら検討を行っていきます。

(会 長)

ありがとうございます。他に何かございますか。

この議題について、事務局の考えや意見も踏まえて答申していくということでしょうか。

(全委員)

はい。

(会 長)

以上で本日の議事を終了したいと思います。

(事務局)

河野会長ありがとうございました。議事につきましては以上となりますが、次第の 5 その他について、事務局から御説明いたします。

5 その他

(事務局)

今後のスケジュールについて御説明いたします。

次回のスケジュールについてですが、第8回の検討委員会については令和3年9月29日(水)を予定しております。次回の議題は、今年度の議題の諮問事項についての最終答申(案)をまとめていきたいと思っています。ただし、緊急事態宣言が延長の可能性もありますので、次回の検討委員会は場合によっては書面審議等での開催も考えられますので、開催方法については別途委員の方にお知らせいたします。

6 閉会

(事務局)

長時間御審議をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、閉会とさせていただきます。

以上